

新 (R3. 12. 16 適用版)

※変更箇所のみ抜粋

建築関係設計業務委託特記仕様書 (令和3年10月版)

I. 業務概要

6-3. 再委託者の資格要件

(1) 建築士法第2条第6項に規定する設計業務

a. ~b. (省略)

c. 担当技術者

担当分野の担当技術者の資格要件は、下記による。なお、設計者は担当技術者を兼ねることができる。

1) 建築 (意匠・構造) 担当者

・ 建築士法による一級建築士

・ 建築士法による一級建築士または二級建築士

・ 上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

・ ()

2) 建築設備 (電気・機械) 担当者

・ 建築士法による一級建築士

・ 建築士法による一級建築士又は二級建築士

・ 建築士法による建築設備士

・ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

・ ()

(2) 設計の補助業務

担当分野の担当技術者に資格要件を設ける場合は、下記による。

1) 建築 (意匠・構造) 担当者

・ ()

2) 建築設備 (電気・機械) 担当者

・ 建築士法による建築設備士

・ ()

(3) その他 (積算)

・ (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士

・ ()

現 行

※変更箇所のみ抜粋

建築関係設計業務委託特記仕様書 (令和3年10月版)

I. 業務概要

6-3. 再委託者の資格要件

(1) 建築士法第2条第6項に規定する設計業務

a. ~b. (省略)

c. 担当技術者

担当分野の担当技術者の資格要件は、6-2 (1) (2) の担当技術者の資格要件と同じ。なお、設計者は担当技術者を兼ねることができる。

(2) 設計の補助業務

担当分野の担当技術者に資格要件は6-2 (1) (2) の担当技術者の資格要件と同じ。

新 (R3. 12. 16 適用版)

V. 設計図の材質及び大きさ等

- 1) ~ 2) (省略)
- 3) 設計図の様式は、下図を標準とする。

設計図 (省略)

表紙

令和〇〇年度	
〇〇〇〇〇工事設計図	
福島県	適用条文 県審査印

現行

V. 設計図の材質及び大きさ等

- 1) ~ 2) (省略)
- 3) 設計図の様式は、下図を標準とする。

設計図 (省略)

表紙

平成〇〇年度	
〇〇〇〇〇工事設計図	
福島県	適用条文 県審査印